

# 新たな都心空間調査特別委員会の運営方針（案）

基　本　方　針	内　　容	備　考
① 調査方針	魅力と活力にあふれた新たな都心空間の形成に向け、民間建築物の建て替えの誘導、市有地の利活用、公共施設の整備等を適切に進めるため、関係する本市施策等について必要な事項を調査することを目的とする。	
② 調査事項	(1) 都心各エリアの土地利用に関する調査 (2) 都心内の市有地の利活用と公共施設の整備に関する調査 (3) 都心の地上・地下の歩行ネットワークに関する調査 (4) 都心の脱炭素化と強靭化、エネルギー施策に関する調査  ※ 都心とは、「JR札幌駅北口の一帯、大通東と豊平川が接する付近、中島公園、大通公園の西側付近を頂点とする、ほぼひし形に広がる区域」を想定。	調査事項の詳細については、理事会で協議する。

調査結果の取扱い	内　　容	備　考
① 意見書の提出	必要に応じて関係機関に対し意見書を提出する。	
② 決議の提出	必要に応じて決議を提出する。	
③ 報告書の作成	必要に応じて調査結果に基づく報告書を作成する。	意見書、決議及び報告書の取りまとめは、理事会の協議事項とする。

懇談会・委員派遣	内　　容	備　考
① 懇談会	諸課題等について調査するため、学識経験者等を参考人として招き、意見交換を行う。	
② 行政視察	先進都市の取り組み等に関する調査を行うため、委員を派遣する。	必要性や具体的な内容については、理事会で協議する。
③ 要望活動	状況に応じ、関係省庁や国会議員に対し予算措置や法的整備等に係る要望活動を行うため、委員を派遣する。	